

2 花巻市高齢者運転免許証自主返納促進事業を始めます

全国的に高齢運転者が当事者となる交通死亡事故が多発し、社会問題となっております。

交通事故のない安全で安心なまちづくりのため、交通事故防止を図る意味からもリスクの高い運転者である高齢者への配慮が急務となっております。

こうした現状から、運転に自信がなくなった方や車の運転に少しでも不安を感じている方に運転免許の返納を考えていただける機会となるよう、自動車運転免許証返納者に対する交通手段確保の支援策として、9月1日から新たに「花巻市高齢者運転免許証自主返納促進事業」を始めます。

これは、平成29年4月1日以降、運転免許証を自主返納した65歳以上の方にバス・タクシーに利用できる助成券10,000円分（100円券×100枚）を、お一人様1回に限り交付するものです。

9月4日から市役所新館1階市民生活総合相談センターあるいは各総合支所市民サービス課で申請を受け付けます。

1 事業名

花巻市高齢者運転免許証自主返納促進事業

2 目的

バス又はタクシーの利用料金の一部を助成することにより、運転免許証の自主返納を促し、交通事故の防止を図ります。

3 対象者となる方

次の①から③の条件にすべてあてはまる方が対象となります。

- ① 平成29年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方
- ② 運転免許証返納時、満65歳以上の方
- ③ 運転免許証返納時および助成券申請時に花巻市内に住所がある方

4 利用可能交通機関

- (1) 市内に発地または着地のある路線バス（高速道路バスは除きます）
- (2) 予約応答型乗合交通
- (3) 花巻地区タクシー業協同組合に加入しているタクシー
- (4) 市内に事業所を有するタクシー

5 申請の方法

市役所新館1階市民生活総合相談センターあるいは各総合支所市民サービス課で申請を受け付けます。警察署か運転免許センターで運転免許証の返納手続きをした後交付される「申請による運転免許の取消通知書」、または希望して交付を受けることのできる「運転経歴証明書」の写し、印鑑をご持参ください。

6 助成券

10,000円（100円券×100枚）

交付は一人1回です。本人の使用に限ります。

7 利用期限

交付の日から翌年度の末日までとなります。

(例：平成29年9月10日交付の場合 → 平成31年3月31日まで有効)

8 問い合わせ先

市民生活部市民生活総合相談センター	24-2111	内線254
大迫総合支所市民サービス課	48-2111	内線145
石鳥谷総合支所市民サービス課	45-2111	内線221
東和総合支所市民サービス課	42-2111	内線235

「運転免許証自主返納促進助成券交付までの流れ」

花巻市民、満
65歳以上で、
運転免許証を
自主返納する
方

①運転免許証の返納を申請します。

警察署か運転免許センターで運転免許証の返納手続きを行います。



警察署又は
運転免許セン
ター

②「申請による運転免許の取消通知書」がその場で発行されます。

※身分証明書として使用できる「運転経歴証明書」を交付申請することができます。その場合、手数料1,000円(+写真代)がかかります。

③市民生活総合相談センター、各総合支所市民サービス課で「運転免許証自主返納促進助成券」の申請手続きを行います。

「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」の写しおよび印鑑をご持参ください。



市民生活総合
相談センター
又は
各総合支所市
民サービス課

④「運転免許証自主返納促進助成券」を郵送します。

※申請内容を確認し、後日助成券をお届けします。

バス・タクシー
の運賃の一部と
してご利用くだ
さい。

